

情報提供

那医発第 219 号
令和 7 年 7 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖 医 発 第 4 8 2 号

令和 7 年 7 月 14 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城研太郎

(公印省略)

労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口について案内するものです。

昨年度に引き続き、科学物質管理の事業者向け、ラベル・SDS の取り扱いや、化学物質のリスクアセスメントの疑問点、政省令改正関連についてのお問合せ窓口が開設されましたので、下記リンク先の情報もご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○令和 7 年度 厚生労働省「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内

ホームページ (厚生労働省委託事業事務局：テクノヒル株式会社)

<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

■ 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

(令和 7 年 7 月 1 日 日医発第 536 号 (健 I))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田、平木

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

無料

中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係

- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- ・秘密保持の場合の対応について

リスクアセスメント 関係

- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい

政省令改正 関係

- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか
- ・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862

✉ テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

